

DIP型会社更生手続による再建 —あおみ建設(株)の更生事件—

永沢総合法律事務所 弁護士 永沢 徹

1 会社更生に至る経緯

あおみ建設株式会社（以下「あおみ建設」という）は、埋立て、浚渫、港湾整備等の海上土木事業を得意分野とする、いわゆるマリコン（marine constructorの略）と称される総合建設会社であり、東京証券取引所市場第一部に上場していた企業である。

あおみ建設は、平成20年4月に佐伯建設工業株式会社と国土総合建設株式会社の合併により成立している。あおみ建設の前身である2社は、ともに海上土木事業における高い技術力を基盤に業容を拡大し、多くの大規模公共事業に参画してきた実績を有していた。しかし、両社は、ともにバブル崩壊後の長引く不況と公共建設投資の縮小を背景とした競業他社との激しい受注競争の影響を受けて、その収益力は低下の一途を辿っていた。

そこで、両社は、規模拡大による収益確保と経営効率の最適化を目的として上記合併に及んだものであり、合併後の事業内容は、おおむね①土木事業、②地盤改良事業、③マンション建築事業、④海外建設事業となっていた。

ところが、あおみ建設は、平成21年3月期において、海外建設事業の採算が当初の予想を超えて大幅に悪化したことなどの理由により多額の営業損失を計上する見通しとなり、平成21年3月期第3四半期報告書において、継続企業の前提に関する注記を付さざるを得ない状態に陥った。

また、一般に総合建設業（ゼネコン）では、多

くの公共工事の完工期が、国や地方公共団体等の公共機関の予算の都合上、事業年度末とされており、工事請負代金の入金が毎年3月末～5月頃に行われること、他方、工事を請け負ったゼネコンは、工事の完工までに、下請業者への請負代金の支払や資材購入費等に多額の資金を要すること等の事情により、その資金繰りは、12月～3月までの事業年度末に、もっとも厳しくなるという季節要因がある。

上記のような苦しい経営環境にあったあおみ建設においても、年度末に向けて資金繰りの厳しい状態が続いていた。

こうした状況のなか、平成21年2月13日、あおみ建設のマンション建築事業において、主要な取引先であった不動産デベロッパーが民事再生手続開始の申立てを行うに至り、同社に対する合計約33億円の請負代金債権が不良債権化する事態が生じた。

あおみ建設では、当該請負代金債権からの回収金を前提に資金繰りを組んでいたため、別途の資金調達の目処が立たなければ、同月20日には資金ショートをきたすことが明らかとなった。

あおみ建設は、直ちに金融機関との間で追加融資に関する交渉を行ったものの最終的には不調に終わったため、同月19日、更生手続による事業再建を図るべく、子会社2社とともに東京地方裁判所民事第8部（商事部）に更生手続開始の申立てを行った。

2 更生手続開始の申立て

(1) 更生手続選択の理由

あおみ建設は、海上土木事業や地盤改良事業を主力事業とするところ、当該事業に必要となる大型作業船やその係留基地・機材置き場として利用している各不動産にはすでに金融機関のために根抵当権が設定されていた。

また、あおみ建設が倒産に至った場合には、債権者となる下請業者が、各現場の工作物等に商事留置権を主張・行使し、あるいは債権者となる仕入業者が、動産売買先取特権に基づき、仕入目的物である資材等に対する差押えを頻発させるような事態が生じかねず、このような事態に陥れば、あおみ建設における請負工事の再開、ひいては円滑な事業の継続が困難となる事態が生じる恐れがあった。

そのため、あおみ建設の事件においては、個別の担保権の実行を回避し、担保権者をも手続に取り込んだ上で各債権者の衡平を図りつつ、事業の更生が可能となる会社更生手続の選択が望ましいと判断した。

他方で、これまでの会社更生手続は、いわゆる管理型の法的手続であり、申立てと同時に保全管理命令が発令され、その後開始決定がなされることによって、従前の経営陣は経営権を失い、その後は裁判所から管財人（保全段階では保全管理人）として選任された倒産実務の経験豊富な弁護士の下、事業の更生が図られるのが一般的であった。したがって、経営陣からすれば、更生手続を選択

することは、第三者に事業の経営とその再建を委ねる判断を下すことを意味し、更生手続が会社再建に有用であるとしても、その手続を選択することのハードルは高いといわざるを得なかった。

もっとも、東京地方裁判所民事第8部では、平成20年12月に、現経営陣の経営能力・経営資源を活かした更生手続の利用を促す試みとして、次の要件を充たすことを前提に、現経営陣から事業家管財人を選任することで、現経営陣による事業経営を継続させながら更生手続を遂行する、いわゆるDIP型会社更生手続の運用の導入を提言していた¹。そして、あおみ建設が法的手続を検討する段階においては、第1号案件である株式会社クリードの更生事件²をはじめ、すでにDIP型会社更生手続を念頭においた申立てが合計3件行われていた状況にあった。

要件① 現経営陣に不正行為等の違法な経営責任の問題がないこと

要件② 主要債権者が現経営陣の経営関与に反対していないこと

要件③ スポンサーとなるべき者がいる場合には、その了解があること

要件④ 現経営陣の経営関与によって会社更生手続の適正な遂行が損なわれるような事情が認められないこと

そこで小職³は、会社とも協議の上、当該要件の該当性を検討し、裁判所との事前協議に及んだ。そして、DIP型更生手続の利用を念頭に更生手続開始の申立てに至ったものである。

1 詳細については、難波孝一＝渡部勇次＝鈴木謙也＝徳岡治「会社更生事件の最近の実情と今後の新たな展開」(NBL895号10頁)、難波孝一＝瀬戸英雄＝永沢徹＝杉本茂＝名古屋信夫＝小見山満「座談会 大きく変わる会社更生手続」(会計・監査ジャーナル2009年6月号11頁)および菅野博之＝渡部勇次＝西村英樹＝馬渡直史「東京地裁におけるDIP型会社更生手続の運用～導入後1年間を振り返って～」(本誌127号26頁)参照。

2 株クリードの更生事件の詳細については、片山英二＝小島亜希子「不動産会社のDIP型会社更生手続による再生～株クリードの場合」(本誌126号54頁)参照。

3 申立代理人団として、小職のほか、弁護士野田聖子、同高尾和一郎、同堀江良太、同藤井哲、同松本はるか、同前田修志、同加藤佑樹が本件を担当した。

(2) DIP型更生手続における申立てと保全措置に関する運用

東京地方裁判所は、あおみ建設に対し平成21年2月19日の更生手続開始の申立てと同時に、弁済禁止の保全処分⁴、包括的禁止命令を発令した。従前のような保全管理命令を発令して、保全管理人を選任する運用は行われず、現経営陣に経営権を留保したままの保全措置が取られた。

また、東京地方裁判所は、保全命令等と同時に監督命令兼調査命令を発令し、開始前会社であるあおみ建設の経営等の監督および開始決定の当否等に関する調査のため、監督委員兼調査委員として、渡邊顯弁護士⁵が選任された。

なお、上記申立て時における代理人としての懸念は、あおみ建設の直接の破綻原因が突発的な資金ショートの発生であったため、事前準備期間が数日しか確保できないことにあった。更生手続は、大型倒産事案にも対応可能な法的手段であり、その手続に対する利害関係人の信頼は厚いが、重厚な手続であるだけに、小職の経験からすると、これまで申立て前に裁判所との事前協議を含め、少なくとも2週間程度の事前準備期間の確保が必要であったように思われる。既述のとおり、あおみ建設が主要取引先倒産の事実を覚知したのは2月13日(金)であり、支払日が集中している2月20日(金)までに相当額の資金調達の目処が立たなければ、前日の19日(木)には申立てをして保全命令を得る必要があった。小職が、代理人として、実際に裁判所と事前相談を行うことができたのは、週末を挟んだ同月16日(月)であり、事前準備期間として確保できるのは申立て日当日を含めて

も4日間であったため、従前の運用を前提とする更生手続の利用を断念せざるを得ない事態も想定していた。

しかしながら、申立て前の事前相談等についても東京地方裁判所では運用の見直しが行われており、早期の事前相談が望ましいことは無論であるが、DIP型の場合には、保全管理人を選任して保全管理人団を組織する管理型ほどには早期に事前相談を行っておく必要性は低いことを考慮して、遅くとも1週間から数日前までに具体的な事前相談が可能である場合には、事案に応じた柔軟な運用が図られているとのことである⁶。あおみ建設の場合においても、かかる柔軟な運用によって、申立てと同時に上記のとおり保全措置が講じられることになった。限られた時間の中でご対応いただいた裁判所および監督委員兼調査委員には改めて感謝する次第であるが、昨今の経済状況の中、資金繰りの厳しい窮境にある会社においては、突発的に資金ショートを招来する事態が生じることも少なくないと思われ、上記のような柔軟な運用によって、更生手続が事業再建を図る上でより利用しやすい大きな選択肢の1つになるものと思われる。

3 あおみ建設におけるDIP型更生手続の遂行状況

(1) 手続スケジュール

あおみ建設の更生手続のスケジュール期間は、次頁の【別表】のとおり、申立てから更生計画認可決定まで約7ヵ月間である。決算期の都合上、

4 弁済禁止の保全処分においては、債務総額50万円以下の債務の弁済については対象から除外された。また、弁済禁止の保全処分では申立ての前日までの原因に基づいて生じた債務の弁済および当該債務にかかる担保の提供が禁止されるのが一般的であるが、本件では後述する下請業者との工事出来高の確認が申立て日以降に行われる予定され、かかる出来高の確認において申立て日までに工事部分と申立て日までに工事部分の竣工が困難であることが想定されたことから、申立て日までの原因に基づいて生じた債務の弁済等が弁済禁止の保全処分の対象とされている。

5 監督委員兼調査委員代理（開始決定後は調査委員代理）として、飯田直樹弁護士および中島雪枝弁護士が選任されている。

6 最近の東京地方裁判所民事第8部における事前相談・保全措置の運用については、「難波孝一＝渡部勇次＝鈴木謙也＝徳岡治『東京地方裁判所商事部における会社更生手続の保全措置の新たな運用について』（NBL900号124頁）参照。

【別表】

あおみ建設(株)更生手続スケジュール

月日（いずれも平成21年）	手 続 内 容
2月19日	申立て 弁済禁止等の保全処分・包括的禁止命令の発令 監督命令兼調査命令により監督委員兼調査委員を選任
	【現経営陣】 会社経営全般（事業経営・財産管理処分権は留保される） 申立て代理人の法的助言を受けながら保全業務を遂行 債権者説明会の実施（2月26日・27日）
	【監督委員兼調査委員】 現経営陣による会社経営を監督 開始原因・財産状況・管財人候補の適性等を調査
3月31日	開始決定により代表取締役社長を事業家管財人に選任 調査命令により調査委員を選任 申立て代理人は、法律アドバイザーに就任
	【事業家管財人（現経営陣）】 法律アドバイザーによる法的助言を受けながら各報告書（法84条1項の報告書、月間報告書等）の提出、財産評定、債権調査、更生計画案の策定等の管財業務を遂行
	【調査委員】 事業家管財人が作成した更生計画案に対する当否の調査、会社財産および財産の管理状況（債権調査、財産評定を含む）の調査
5月15日	債権届出書の提出期限
6月22日	認否書の提出期限
6月25日～7月2日	更生債権等の一般調査期間
7月3日～8月2日	債権者による更生債権等の査定申立期間
8月4日	更生計画案提出期限
8月12日	更生計画案を更生債権者等による決議に付す決定
8月18日～9月28日	書面投票期間（決議集会非開催）
9月30日	更生計画の認可決定
認可決定後	【事業家管財人】認可された更生計画を遂行

保全期間を約1ヵ月半とし、平成21年3月31日に開始決定がなされた点を除いては、東京地方裁判所が提言していたモデルスケジュールに沿う形で進行している。かかる手続期間は、民事再生手続とはほぼ同程度であり、事業価値の毀損を抑える短期集中型の手続であったといえる。

他方で、たとえば開始決定後の約3ヵ月の間に、財産評定、債権認否、事業計画とこれを踏まえた更生計画案の骨子の策定等をほぼ同時並行的に進める必要が生じるなど手続的には非常にタイトであった。また後述のとおり、あおみ建設の場合には、開始決定後速やかに建設業法に基づく経営事

項審査を経て、公共工事の競争入札参加資格を再取得する必要があるなど、ゼネコン特有の問題への対処が必要であり、これらに対する対応を含めて手続全体を効率的に進めることができた。

(2) 保全期間中の遂行状況

① 手続遂行体制

申立て時に保全管理命令が発令されなかったことにより、従前の代表取締役および取締役会に経営権が留保されている状態にあり、申立て後で経営体制に変更はなく、従前どおり事業の経営が行われた。したがって、たとえば、保全段階における

る契約書の締結行為等は、当然ながら会社代表印をもって行われている。

ただし、財産の処分や借財行為等の監督命令兼調査命令によって定められた一定の事項については、監督委員の同意を要するとされるとともに、保全段階における事業継続に欠くことができない行為にかかる請求権の共益債権化についても裁判所に代わり監督委員の承認を要するものとされた。

また、小職ら申立代理人は、民事再生手続の場合と同様に申立て後も引き続き、開始前会社にはほぼ常駐して、保全業務の遂行に関して現経営陣に法的助言を行うとともに、保全段階で生じる各種の法律問題に会社代理人として対応した。

なお、監督委員兼調査委員は、開始前会社の経営の監督に加えて、保全期間中に更生手続開始要件の存否、現経営陣から管財人および管財人代理を選任することの適否について調査を行い、その結果および意見を書面で裁判所に提出している。

② 迅速な現場保全と工事再開

ゼネコン倒産案件において、事業価値の毀損を抑え、早期の信頼回復を図るために、申立て直後の現場保全と円滑な工事再開が重要になるものと思われる。

すなわち、申立て直後においては、不良債権を抱えることとなる下請業者等の協力業者が、建築資材や工事現場自体に商事留置権を主張するだけでなく、不法占拠や資材の搬出等による私的救済を求める例もないわけではない。そのため、工事現場を会社の物理的な管理下に置くことで保全し、もって混乱を未然に防ぐことで事業価値の毀損を抑える必要がある。また、中断した仕掛け工事のうち、工事再開の是非を速やかに判断し、継続すべき工事については、可能な限り早期に再開を図り、信頼の回復を図ることも重要となる。

7 なお、厳密には開始決定前までの出来高にかかる請負代金債権が一般更生債権に該当するが、本件では申立て日の翌日以降開始決定前までの出来高にかかる請負代金については、申立て後に監督委員兼調査委員の承認により全て共益債権化している。

この点、あおみ建設においては、従前の経営および指揮命令系統が維持されたこともあり、現場保全は大きな混乱もなくスムーズに行われた。また、再開すべき工事の仕分けについても、保全管理人が選任された場合、短期に状況を的確に把握し判断することは容易ではないと思われるが、あおみ建設においては、状況を熟知している経営陣の下、多数に上る現場のうち継続すべき工事を短期間で判断し、下請業者等の協力も得て順次再開することができた。

なお、一般的ゼネコン倒産案件では、かかる工事再開の前提として、下請業者との間で速やかに申立て日時点の工事出来高を確認する必要がある。なぜなら、あおみ建設を含め、通常ゼネコンと下請業者との間の契約関係は、工事の出来高に応じて月々の請負代金を支払っているという可分性債権債務関係にあるため、会社更生法61条の適用があるのは、未完成の工事部分のみであり、開始決定後に管財人が、同条に基づき履行選択を行うか否かにかかわらず、申立て前までに既履行の出来高にかかる請負代金債権は、一般更生債権に該当すると解される⁷。そのため、工事再開にあたっては、一般更生債権に該当することとなる出来高を確定し、今後隨時弁済することになる共益債権部分の出来高と区別する必要がある。本件においては、現場従業員の尽力と下請業者の協力によって、かかる出来高確認についても大きな混乱もなく行われている。

③ 債権者等利害関係人の反応

あおみ建設の経営陣および申立て代理人は、申立て後、主要債権者や工事発注者を訪問したほか、東京と大阪にて債権者説明会を開催して、会社更生手続開始の申立てに至る経緯やDIP型更生手続を含めた更生手続の概要、今後の事業運営等について説明を行い、事業再建に向けた協力を求めた。

この点、建設業界は、公共建設投資の減少等による構造的な不況下にあり、これまで多くのゼネコンが法的倒産手続に至ったこともあるためか、更生手続に詳しい債権者や工事発注者も少なくなかった。そのため、利害関係人の中には、更生手続開始の申立てがあったにもかかわらず、保全管理人が選任されず、従前の経営陣によって事業が継続されるというDIP型の取扱いに戸惑いを示し、工事再開や取引継続にあたり、監督委員兼調査委員や裁判所が捺印した説明書面を求める者もいた。このような利害関係人には、保全措置に関する決定書やDIP型更生手続を提言した東京地方裁判所による前掲の論文等を示しながら、繰り返し説明を行うことで最終的には理解を得るに至った。

このような利害関係人の反応は、単に新たな更生手続の運用に対する戸惑いだけでなく、DIP型の場合には、管理型ほどには、手続の公正性に対する信頼が高いとはいえず、また利害関係人がより厳しい目で手続の進捗を見守っていることを認識させるものであった。

③ 開始決定後の遂行状況

① 手続遂行体制

東京地方裁判所は、あおみ建設に対し、平成21年3月31日に更生手続開始を決定し、更生手続開始申立て日に取締役専務執行役員土木本部長から昇任した代表取締役社長を管財人⁸に選任するとともに、改めて調査命令を発令して、管財人による財産評定・債権調査・更生計画の策定等につき調査すべく、保全段階において監督委員兼調査委員であった渡邊顯弁護士を調査委員に選任した。小職ら申立て代理人は、開始決定後においては、法律アドバイザーとして管財業務の補佐を行っており、その役割については保全段階ととくに変更はない。

8 あおみ建設の更生事件では法律家管財人は選任されていない。また管財人代理には副社長執行役員が選任された。なお、子会社2社の管財人には、あおみ建設の管財人が兼務する形で選任されている。

9 「従前の経営陣」の中から管財人が選ばれたといつても、申立て日に代表取締役会長および代表取締役社長は退任し、取締役専務執行役員土木本部長が代表取締役社長に就任し、開始決定時に管財人に選任されたものである。その意味では、従前の経営陣がそのまま管財人団を構成して経営を継続したということではない。

ない。

また管財人は、従来の管理型の会社更生手続と同様、財産の処分や借財行為等の開始決定によって定められた一定の事項を行う場合には、裁判所の許可を得なければならないが、さらに裁判所に対する許可申請前に当該許可事項につき、調査委員の意見を聴取し、その承諾を得なければならないものとされた。

このように従前の経営陣の中から選ばれた管財人⁹は、裁判所と調査委員による一定の監督下にある。しかし、管財人には、会社更生法上、更生会社の事業の経営および会社財産の管理処分権限が専属し、法的には強大な権限が集中することになるため、更生会社の適正なガバナンスを確保する必要がある。そこで、あおみ建設では、従前の取締役会に代わり定期的に管財人会議を開催して、管財人、調査委員、法律アドバイザー、その他主要な経営陣が出席の上、事業や更生手続の現況に関する報告（資金繰り状況、各工事の進捗や新規の受注状況、現在協議中の紛争案件、今後許可申請を提出する可能性のある案件等）を行うとともに、重要な会社の意思決定や今後の業務執行の方針決定等を行い、調査委員の意見を聞きながら、更生手続を遂行した。

② 適正な人選による効率的な手続の進行

適正な人材の確保・配置は、効率的な更生手続の遂行および事業の継続・再建の要である。しかし、更生事件では申立て会社が全国規模の大企業であることも多く、管理型の更生手続の場合、第三者である管財人あるいは保全管理人が、速やかに信頼に足るべき有能な人材を把握して、これを確保し、適材適所に人員を配置することは簡単なことではなく、また従業員との間の信頼関係の構築にも多少なりとも時間を要する。

この点、あおみ建設では、管財人を中心とする経営陣によって、手続の進捗に合わせて要所に人員を集中して配置するなどの調整が行われた。とくに、法律アドバイザーとともに手続実務面を担当することになる管財人室（保全段階では再生推進室）には、総務職の人材のみならず、従来技術職にあった人員など現場経験豊富で、工事発注者や協力業者等の利害関係との関係も熟知している人材が配置された。これにより現場の状況把握や意見の集約、利害関係との調整や紛争案件における事案の整理・争点の抽出などが円滑に進む結果となった。かかる管財人室の人選は、タイトな手続スケジュールの中、あおみ建設の管財業務が効率的に進行した大きな要因の1つと考えられる。

また、あおみ建設の更生事件においても、経営の合理化の観点から営業拠点の統廃合とともに希望退職者の募集による大幅な人員の削減を行っている¹⁰が、他方で管財人を中心とする経営陣において、事業更生に必要な優秀な人材が流出しないよう人材評価・確保にあたっては慎重な対応が行われた。

このような適正な人材確保・配置は、あおみ建設の更生手続において、事業を熟知している経営陣の経営資源を生かせた場面の1つと思われる。

③ 事業の遂行状況

あおみ建設では、(a)得意事業への経営資源の集中と与信リスクの高い事業からの撤退、(b)公共工事の早期受注再開と工事収益率の安定化、(c)徹底した経営の合理化、を再建の基本方針として定め、事業の継続・再建を遂行している。

まず(a)について、管財人を中心とする経営陣¹¹は、申立直後において今後の事業運営として、得意分野である土木事業と地盤改良事業に経営資源を注力し、今回の破綻の一因となった与信リスク

の高い海外建設事業や民間マンションの建築事業からの撤退を判断した。事業撤退は、苦渋の決断であったが、更生手続開始の申立てを行うことで退路を断った管財人らの判断は迅速であった。そして、かかる撤退事業にかかる請負工事については、管財人において、開始決定直後に会社更生法61条に基づき、双方未履行の双務契約として請負契約を解除している。

また(b)について、あおみ建設の事業再建の成否は、収益の安定した公共工事をどれだけ受注できるかにかかっていたが、あおみ建設は、今回の更生手続開始の申立てに至ったことで、いったん、公共工事の競争入札参加資格を失った状態にあった。そこで、管財人は、開始決定後、人員を集中配置して、速やかに建設業法に基づく経営事項審査の申請手続を行い、平成21年5月から6月にかけて国土交通省や各地方公共団体から競争入札参加資格の再認定を受けた結果、順次公共工事の再受注に漕ぎ着けることができた。早期の新規受注の再開は、更生会社の従業員の士気を高める出来事でもあった。もっとも、工事受注高を稼いでも不採算工事を受注してはかえって会社の収益を圧迫することになる。そこで、あおみ建設では、不採算工事の受注排除と採算性向上のため、工事審査委員会を設置して、受注における工事見積を厳格化するなどして、工事収益率の安定化に努めている。

加えて、(c)徹底した経営の合理化を図るため、あおみ建設では、申立直後から営業拠点の統廃合や事業資産の峻別とこれに基づく余剰資産の売却、人件費をはじめとする経費削減等を進めている。これらの経営の合理化も、事業内容を熟知している管財人の下、情報の収集や判断のスピードが早く、限られたスケジュールの中で効率的に遂行することができたと考えている。

10 申立時に710名いた従業員が2度の希望退職及び勧奨退職を経て、認可決定時には300名(42%)減の410名となっている。

11 ただし、申立日に10名在職していた取締役は順次退任しており、申立時点の取締役のうち認可決定時に更生計画に基づき取締役に就任した者は2名のみである。

(4) 更生計画の策定・認可決定

① 自主再建型の更生計画案の策定

当初、あおみ建設では、可能であれば、更生手続においてスポンサーを選定することで信用を補完しつつ、事業の再建を図ることが望ましいと考えていた。しかしながら、あおみ建設による更生手続開始の申立時期がいわゆるリーマン・ショック後の厳しい経済状況下であったことや建設業界の先行き不透明感も手伝ってか、検討に値するだけの具体的なスポンサー候補からの提案は見当たらなかった。

そこで、管財人は、認可決定後の将来のスポンサー選定を見据えつつ、次のとおり、事業収益金および余剰資産売却金等を弁済原資とする自主再建型の更生計画を策定した。

② 更生計画案の概要

まず、更生担保権については、継続使用を要する担保物件と不要担保物件を峻別し、継続使用物件にかかる更生担保権は7年の分割弁済、不要担保物件にかかる更生担保権は認可から5年以内を目処とする処分連動方式により弁済する。また、リースにかかる更生担保権については3年の分割弁済を行う。

更生債権については、弁済率10%（ただし、更生債権額が50万円以下であれば全額弁済、同債権額が50万円超500万円以下の場合は一律50万円をいすれも一括弁済）とし、更生債権額が500万円超であれば、3,000万円以下の部分は、更生債権額の10%を10年の分割弁済、3,000万円超の部分は、その10%のうち7割を現金で10年の分割弁済、残り3割については、DESを実施し更生計画に基づき新たに発行するあおみ建設の株式（将来のスポンサー選定を見越して、すべて取得条項付株式として

いる）で代物弁済する。

なお、あおみ建設は、申立て後の平成21年3月20日をもって上場廃止となっており、既存株式は更生計画に基づく100%減資によりすべて消却する。

③ 認可決定と更生計画の遂行

管財人は、開始決定時の予定どおり平成21年8月4日に更生計画案を東京地方裁判所に提出した。これを受けて、東京地方裁判所は、管財人の更生計画案に対する調査委員の意見書を踏まえて、同月12日に付議決定を行い、同月25日から翌9月28日まで投票期間とする書面投票による決議に付した。

投票の結果、管財人の更生計画案は、更生担保権者の組で81.59%¹²、更生債権の組で86.49%の多数の債権者の同意を得ることができ、平成21年9月30日に無事、認可されるに至った。

認可決定後は、裁判所の要許可事項が一部緩和されたものの、引き続き、調査委員の監督の下、管財人が小職ら法律アドバイザーの法的助言を受けながら、更生計画に基づく弁済等を遂行している状況にある。

4 あおみ建設の更生事件から見るDIP型更生手続の利点と留意点

(1) 利点について

あおみ建設における更生事件を踏まえると、DIP型更生手続には、申立前後での事業の中止がなく、事業価値の劣化を抑えつつ、円滑な事業継続・事業再建が可能となるという利点があると考えられる。

すなわち、事業内容を熟知している現経営陣の

12 本更生計画案は、一部の更生担保権について、いわゆる処分価格連動方式を採用しているため会社更生法196条5項2号の規定により「更生担保権の減免の定めその他期限の猶予以外の方法により更生担保権者の権利に影響を及ぼす定めをする更生計画案」に該当するものとして更生担保権者の議決権の4分の3の同意を要すると解せざるをえない。処分対象資産について処分価格連動方式を採用することは、担保権の価格査定に関する無用な争いを避けることができ、手続の迅速化にも資するものと考えるが、決議要件が加重されてしまうことについては、立法的な解決が望まれるところである。

下、申立直後から再建方針を策定して、これに基づく事業の継続・再建を実施することが可能であり、また申立前後で社内体制に大きな変更がないため、管理型に比べて、社内的な混乱を少なく抑えることができ、あおみ建設における保全段階での迅速な現場保全と工事再開に見られるように、申立直後の保全業務も効率的に行うことが可能であるように思われる。

また、申立直後に限らず、従前の経営陣の経営能力・経営資源が活用できるため更生会社の判断や決裁のスピードも早く、また管理型の更生手続と異なり社内の人材を改めて把握し直す必要がないため、有能な人材の流出を防止しつつ、適材適所の人員配置を図ることができる点も大きな利点であると考えられる。

加えて、DIP型更生手続のモデルスケジュールは、管理型の更生手続の半分程度であり、申立てからわずか半年程度で認可決定が得られることは、更生会社の事業価値の劣化を大きく抑えるとともに、早期の信用回復に繋がるものといえる¹³。かかる迅速な手続進行は、更生会社ばかりでなく、債権者や従業員、得意先等更生会社にかかる利害関係人にとってもその利益の確保・向上に資するものと考えられる。

このような利点に鑑みれば、DIP型の運用によって、更生手続が事業再建を図る上で今後より利用しやすい大きな選択肢の一つになるものと思われる。

(2) 留意点について

① DIP型を念頭に更生手続の申立てを行ったとしても必ずしもDIP型で手続が運用されるとは限らないこと

東京地方裁判所民事第8部が提言したDIP型更生手続の目的は、現経営陣という経営資源を活用して再建を図ることにより、窮境にある会社のみならず、債権者等の利害関係人の満足の最大化を

図る点にあるのであって、当然ながら現経営陣の地位保全を約束するものではない。よって、DIP型の4要件を充たさなければ、現経営陣という経営資源を活用しての再建では、主要債権者をはじめとする利害関係人の満足を図ることができないことが明らかである以上、申立て時の会社の意向にかかわらず、現経営陣の中から事業家管財人を選任する形でのDIP型での運用が行われることはない。

またいったん、DIP型での運用を前提に開始決定が出されたとしても、偏頗行為等による否認権行使の必要がある事情等が判明した場合には、事業家管財人による否認権の適切な行使を期待することがむずかしい以上、手続の途中であっても管理型に移行する可能性が高いものと思われる。

したがって、法的手続を選択するにあたって、申立て代理人としては、依頼者である申立て会社（現経営陣）に対し、上記のとおり、DIP型を念頭に更生手続の申立てを行ったとしても管理型として更生手続が遂行される可能性があることについては、十分に説明しておくことが必要であり、また重要である。

なお、申立段階において検討すべきDIP型の4要件のうち、とくに「主要債権者が現経営陣の経営関与に反対していないこと」の要件（要件②）を充たすか否かは、申立てサイドにとって正確に把握することは容易ではない。申立て代理人としては、手続選択にあたり、会社の破綻原因、金融機関等主要債権者との交渉経緯、主な役員の経営責任のあり方、事業や資産内容の特殊性・独自性の程度および管財人候補として経営者の適性（管財人候補の人選）等を冷静に検討し、DIP型更生手続に資する事案か否かを判断する必要があるものと思われる。

この点、小職の私見ではあるが、あおみ建設の更生事件において、DIP型での運用に対し、主要債権者の強い反発が見られなかった理由として

13 もっとも、手続スケジュールについては、更生担保権者との協議状況やスポンサーの有無等の対外的な事情にも大きく左右されることには、留意が必要である。

まず、あおみ建設の直接の破綻原因は、連鎖倒産型の資金ショートであり、間接的な破綻原因も長年にわたる建設業界の構造的不況や資金繰りの季節要因など特定の経営者のみに帰責されるものではない事情が大きく影響していたことが挙げられる。また、債権者の反発を招きやすい経営責任のあり方の点についても、あおみ建設では更生手続開始の申立て日に代表取締役社長が辞任しており、後任社長が管財人として選任されていることが挙げられる。加えて、管財人の人選という面においては、あおみ建設の管財人は、下請業者をはじめとする協力業者やJV構成員との関係、工事現場の状況を十分に把握した現場叩き上げの人物であり、既述のとおり申立て前の社長交代によって、いわば火中の栗を拾った立場にあったことから、協力業者を中心とする多くの債権者や従業員の反発も強いものとはならなかつたのではないか。

と考えている。

② 債権者等利害関係人への丁寧な説明・意見調整の重要性

あおみ建設における申立て後の債権者や工事発注者の反応からも分かるとおり、DIP型の更生手続は、管理型の更生手続ほどには、手続の公正性に対する利害関係人の信頼は高いとはいえない。また、DIP型の更生手続は、運用開始からまだ1年余りであり、更生手続という担保権の実行をも拘束する強力な法的手続において、従前の経営者が管財人に選任されるという運用に対して、懐疑的な金融機関や利害関係人もいるものと思われる。

申立て代理人としては、かかる事情を十分に承知して、債権者等利害関係人への丁寧な説明を心掛ける必要があり、「主要債権者が現経営陣の経営関与に反対していないこと」の要件を充たすためにも、DIP型更生手続という制度・運用内容のみならず、現経営陣という経営資源を活用すること

が、債権者の利益の向上に繋がることを説明し、債権者等利害関係人との間の意見調整を図ることの重要性は管理型以上に高いものと思われる。

③ 適正なガバナンスの確保の必要性

すでに、指摘のとおり、現経営陣の中から選任された管財人には、法的には従前の代表取締役等の地位とは比較にならない強大な権限が集中することになる。仮に調査委員の調査に対する非協力的行為や要同意事項・要許可事項の違反行為があれば、DIP型の4要件を充たさないことは勿論のこと、更生手続自体の信頼が失われ、ひいては更生会社の事業価値を大きく毀損する事態を招来することになる。

したがって、DIP型更生手続に対する信頼を担保するため、また裁判所や調査委員の監督を実効あるものにするためにも、更生会社の適正なガバナンスを確保する体制を構築する必要があり、この点における申立て代理人または法律アドバイザーに期待された役割は大きいものと考えられる。

5 最後に

以上のとおり、あおみ建設の更生事件では、DIP型の運用によって、現経営陣という経営資源を活用することで、事業価値の劣化を抑えつつ、更生手続を約7ヵ月という短期間で効率的に進めることができたと考えている。

建設業界の経営環境は、民主党政権の方針から公共工事予算の大幅な削減が見込まれ、あおみ建設の更生計画策定時に想定された以上に厳しい状況下で推移しているが、今まで、あおみ建設は順調に更生計画を遂行中である。

以上述べてきたDIP型という新しい運用において、更生手続を円滑に進めることができたのも、関係者の皆様のおかげであり、裁判所および調査委員をはじめとして、更生手続に多大なるご協力を頂いた金融機関各位、更生債権者各位、工事発注者等取引先関係者各位および従業員各位にこの場を借りて、感謝の意を述べる次第である。